

市有財産売却公告

一般競争入札を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第5条の規定に基づき公告する。
令和8年10月30日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 入札に付する事項

市有地の売払い

2 物件の所在、地目及び地積等

- | | | |
|-------|-------------------------------|---------------------|
| 不動産―1 | 高知市一宮中町三丁目 1343 番 1、1343 番 3 | 雑種地 |
| | 77.11 m ² | 第一種住居地域 |
| | 予定価格 金 5,140,000 円 | 入札保証金 金 514,000 円 |
| 不動産―2 | 高知市長浜 4722 番 1、4722 番 9 (建物有) | 宅地 |
| | 1,033.04 m ² | 第一種住居地域 |
| | 予定価格 金 10,251,554 円 | 入札保証金 金 1,030,000 円 |
| 不動産―3 | 高知市百石町二丁目 2919 番 | 宅地 |
| | 88.98 m ² | 第一種住居地域 |
| | 予定価格 金 6,810,000 円 | 入札保証金 金 681,000 円 |
| 不動産―4 | 高知市百石町三丁目 502 番 | 宅地 |
| | 73.07 m ² | 第一種住居地域 |
| | 予定価格 金 4,370,000 円 | 入札保証金 金 437,000 円 |
| 不動産―5 | 高知市葛島三丁目 1312 番 1 | 宅地 |
| | 215.29 m ² | 第一種中高層住居専用地域 |
| | 予定価格 金 14,580,000 円 | 入札保証金 金 1,458,000 円 |
| 不動産―6 | 高知市葛島三丁目 1312 番 2 | 宅地 |
| | 195.15 m ² | 第一種中高層住居専用地域 |
| | 予定価格 金 14,680,000 円 | 入札保証金 金 1,468,000 円 |

※不動産一2について

(1) 予定価格には、建物に係る消費税及び地方消費税(以下「建物消費税」という。)を含んでいます。
土地についての消費税及び地方消費税は非課税です。

入札金額は、土地及び建物の総額(建物消費税を含む)での入札とし、予定価格以上とすること。

(2) 土地の契約額は、落札額に 0.85157821 を乗じて得た額(小数第1位を四捨五入して得た額)とする。

(3) 建物の契約額は、落札額から土地の契約額を控除して得た額とする。

3 入札参加者の資格その他入札に関する事項

別紙のとおり

別紙

1 入札参加者の資格

(以下のいずれかに該当する者は、当該入札に参加する資格を有しない。また、契約の締結時においても同様とする。)

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (2) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当する者（以下「排除措置対象者」という。）
- (3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する処分及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員の者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定後又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定後に新たに高知市の入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) 高知市の公有財産に関する事務に従事する職員
- (6) 売払いの公告日から契約締結までの間に高知市から一般競争（指名競争）入札参加者の指名停止措置を受けている者
- (7) 日本語を理解できない者
- (8) 公有財産売却の参加仮申し込みの時点で18歳未満の者
- (9) 買い受けた公有財産を排除措置対象者の活動のために使用させようとする者
- (10) 高知市インターネット公有財産売却ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守することができない者
- (11) 次項により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みを行っていない者

2 一般競争入札の参加申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる手続により申し込みなければならない。

(1) 参加者情報の登録及び入札保証金の納付

ア 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）にて令和8年11月17日（火）午後2時までに参加仮申し込み手続（参加者情報の登録）を完了すること。

イ 参加申込み（本申込み）は、仮申し込み手続完了後に指定期日までに必要書類を提出すること。

ウ 参加申込み（本申込み）後、高知市が入札参加に必要な書類を確認した後、予めK S I 官公庁オークションのログインID（以下、「ログインID」という。）で認証されたメールアドレス宛に電子メールにて入札保証金の振込先である銀行口座情報を申込者（共同入札の場合は、代表者）に通知するので、令和8年11月25日（水）午後2時までに納付すること。ただし、銀行口座への振込み手数料は、参加申込者の負担とする。

(2) 必要書類の提出

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」という。）（個人・法人ともに）

イ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（個人・法人ともに）

ウ 受付確認表（個人・法人ともに）

エ 住民票抄本（マイナンバーの記載がないものであって、本籍地が記載されたもの）（個人のみ）

オ 本籍地の市区町村長が発行する「破産に関する証明書（身分証明書）」（個人のみ）

カ 法務局が発行する「成年後見制度における登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、

被補助人、任意後見契約のいずれにも該当していない証明書)」 (個人のみ)

キ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (法人のみ)

ク 印鑑証明書 (法人のみ)

ケ その他

(ア) 共同入札の場合は、共同入札者全員のイからクまでの書類及び共有者持分内訳書を提出すること。

なお、申込書に記載された共同入札者全員の氏名 (名称) ・住所 (所在地) が共有者持分内訳書の氏名 (名称) ・住所 (所在) と必ず一致していること。

(イ) 高知市の一般競争 (指名競争) 入札参加資格者名簿に登録された有資格者業者が有効期間中に申込みをする場合は、受付確認表以外の必要書類を省略することができる。

(ウ) エからクまでの書類は、入札日前3か月以内の発行のものとする。

(エ) 複数物件を申し込む場合、原本一通とコピー (申込物件数分) を提出すること。

(オ) 提出書類等は、一切返却できない。

(3) 委任状

ア 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。ただし、入札は委任者のログイン IDにて行うこと。

イ 受任者又は委任者が個人の場合、認印でも可とする。なお、受任者が個人の場合は、受任者の本人確認書面を提出すること。

ウ 受任者又は委任者が法人の場合、印鑑登録されている印鑑を押印すること。なお、法人が受任者の場合、受任された法人は印鑑証明書を添付すること。

エ 法人が入札される場合で、代表権のある人以外の人が入札に代理で参加される場合は、その法人の代表者の委任状が必要。

オ 物件ごとに提出すること。

(4) 提出先、提出方法及び期限

ア 提出先 「18 全ての書類の提出先及び問い合わせ先」 のとおり

イ 提出方法 郵送又は直接持参するものとする。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便のいずれかによるものとする。

ウ 提出期限 令和8年11月17日 (火) 午後4時30分 必着

3 売払財産の現地説明会

現地説明会を希望する者は、令和8年11月4日 (水) 午後1時から令和8年11月11日 (水) 午後5時15分までに、高知市管財課まで電話にて申し込むこと。日程調整を行い、申込者に連絡のうえ、令和8年11月13日 (金) までに現地説明会を行います。

なお、希望者がいない場合は、現地説明会は行わない。

(1) 現地説明会に不参加の者が入札に参加する場合は、現地説明会における各種事項について、すでに了知されているものとみなす。

(2) 高知市において、現地説明会開始一時間前に大雨・洪水警報等2以上の警報が発令されている場合は、現地説明会を中止する。なお、中止する場合は、ホームページに掲示するとともに申込者に連絡を行う。

4 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間 令和8年12月1日 (火) 午後1時から令和8年12月8日 (火) 午後1時まで

(2) 開札の日時 令和8年12月8日 (火) 午後1時から

5 入札の方法

入札保証金の納付が確認できたログインIDにて売却システム上で入札金額を登録する (これ以外の方法による入札は認めない。) ことにより行う。なお、この登録は、一度しか行うことができない。また、入札者の都合による取消しや変更はできない。

6 入札保証金

- (1) 入札保証金は、高知市が物件ごとに定めた金額とする。なお、共同入札の場合は、その代表者である入札者が納付するものとする。
- (2) 入札保証金は、銀行振込により納付するものとする。
- (3) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。
- (4) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後、4週間程度で還付する。
- (5) 落札者が、契約締結期限までに契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は高知市に帰属する。
- (6) 入札保証金には、利息を付さない。

7 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告及び高知市インターネット公有財産売却ガイドラインに示した無効な入札に該当する入札。
- (2) 高知市契約規則第20条各号に掲げる入札

8 落札者の決定

- (1) 入札期間終了後、高知市は開札を行い、売却区分（売払財産の出品区分）ごとに、入札金額が予定価格（最低落札価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
- (2) 落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とし、ログインIDに紐づく会員識別番号及び落札価格について売却システム上にて一定期間公開します。
- (3) 落札者については、落札者として決定された旨を電子メール等（予めログイン IDで認証されたメールアドレス宛）にて連絡します。

9 落札者が契約を締結すべき期限

令和8年12月25日（金）

10 契約保証金

- (1) 契約者が契約に違反したとき、及び高知市契約規則第46条第1項各号に規定する事由が生じたことにより契約を解除したときは、契約保証金は市に帰属する。ただし、同項第5号に該当する場合は、この限りでない。
- (2) 契約保証金は、入札保証金より充当するものとする。
- (3) 契約保証金は、売買代金に充当するものとする。
- (4) 契約保証金には、利息を付さない。

11 危険負担

- (1) 落札者は、契約締結の時から土地の引渡しの時までにおいて、落札物件が高知市又は落札者の責めに帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合、落札物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求をすることができないものとする。ただし、契約の目的が達せられない場合は、契約を解除することができるものとする。
- (2) (1)により契約を解除した場合、高知市は受領済の金額を無利息にて落札者に返還するものとし、契約を解除したことにより生じる損害について、高知市は責任を負わないものとする。

12 売払代金の納入期限

令和9年1月14日（木）午後2時まで高知市が指定する方法にて納付すること。

13 所有権移転の時期等

- (1) 落札した物件の所有権移転は、売買代金を完納したときとする。
- (2) 物件は、現状有姿のままで引き渡すものとする。
- (3) 埋設物が存在する場合は、事前説明会等における説明を了知しているものとする。
- (4) 所有権移転登記手続は、売買代金完納後、速やかに高知市が行う。

14 落札者の譲渡制限

落札者は、落札した物件の所有権移転登記前に、当該落札物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

15 関係法令の遵守等

- (1) 落札者は、本物件の購入後に土地の造成、建物の建築等をするとき、関係諸官公庁（高知市を含む。）と必要な事前協議を行うものとする。この場合において、造成及び建築等の延期又は中止をしなければならないこととなっても、高知市に対して一切の異議申立てはできない。
- (2) 落札者は、造成工事等に際しては、関係法令等を遵守し、開発計画、工事内容等について関係住民に十分説明し、理解を得られるように努めなければならない。
なお、落札者は、開発行為等により紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じた場合は、落札者の責任において対処するものとする。
- (3) 越境物に関する隣接土地所有者との協議については、すべて落札者において行わなければならない。
- (4) 落札者は、当該物件を第三者に売却する場合においても、各項の規定を第三者に承継しなければならない。

16 契約に付する特約

- (1) 暴力団の排除措置
ア 売払い物件を排除措置対象者の活動の用に供し、又は当該活動の用に供する目的で第三者に譲渡、交換、貸付け等をしてはならないこと。
イ 売払い物件を第三者に譲渡しようとするとき、アと同等の規定を契約書に記載すること。
- (2) 実地調査等
(1)について、高知市が必要であると認めるときは、実地調査等を行い、落札者には協力義務があるものとする。
- (3) 違約金
(1)の特約に違反したときは売買代金の3割、(2)の特約に違反したときは売買代金の1割を違約金として高知市に支払うこと。なお、違約金に1円未満の端数を生じるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
- (4) 買戻特約
(1)の特約に違反したときは(3)の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとする。

17 その他

- (1) 契約、引渡し及び権利移転に伴う費用並びに代金完納後の公租公課等は、すべて落札者の負担とする。
- (2) 売却システムが不具合等により公有財産売却が中止になることがある。なお、公有財産売却が中止になったことにより、入札者に損害が発生した場合、高知市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

18 全ての書類の提出先及び問い合わせ先

【現地説明会申込先及び書類提出先】

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号 高知市財務部管財課 財産管理担当

電話：088-823-9413 FAX：088-823-9568